

平成 2 7 年第 1 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 7 年 3 月 3 日 (開会)

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (閉会)

平成 27 年第 2 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 2 号）

○招集（開会） 年月日 平成 27 年 3 月 14 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 27 年 3 月 14 日（15 時 00）

○出席議員

1 番	空 席 君	2 番	長 井 直 人 君
3 番	齊 藤 鉄 子 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	萩 野 芳 紀 君	6 番	北 林 義 高 君
7 番	伊 藤 敏 夫 君	8 番	小 林 信 君

○欠席議員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	中 田 吉 穂
副 村 長	加 賀 谷 敏 明
総 務 課 長	小 林 隆
住 民 福 祉 課 長	伊 藤 精 治
産 業 課 長 兼 建 設 課 長	武 石 晋
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	河 村 良 満
主 幹 兼 診 療 所 事 務 長	伊 藤 清
代 表 監 査 委 員	齊 藤 登
教 育 長	出 川 幸 三
教 育 委 員 会 事 務 局 長	石 上 耕 作

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小 林 雄 幸
議会書記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 委員長報告
- 第 2 陳情審査報告
- 第 3 意見書案第 1 号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第 4 意見書案第 2 号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書
- 第 5 意見書案第 3 号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を求める意見書
- 第 6 意見書案第 4 号 TPP 交渉に関する意見書
- 第 7 意見書案第 5 号 米価対策を求める意見書
- 第 8 意見書案第 6 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書
- 第 9 議案第 42 号 固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることについて
- 第 10 議案第 43 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 44 号 上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第 12 発議第 1 号 上小阿仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について

15 時 00 分 開議

- 議長（小林信） ただ今の出席議員は、7 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

- 議長（小林信） 日程第 1 先に付託しておりました事件について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、4 番 佐藤真二君。

（4 番 佐藤真二議員 登壇）

- 総務産業常任委員長（佐藤真二）

委員会審査報告書

本委員会は、平成 27 年 3 月 3 日付託された次の議案を審査の結果、次のとお

り決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号、件名、審査結果で読み上げます。

議案第 2 号 平成 27 年度上小阿仁村一般会計予算について、原案可決。

議案第 3 号 平成 27 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第 4 号 平成 27 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第 5 号 平成 27 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計予算について、原案可決。

議案第 6 号 平成 27 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 7 号 平成 27 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 8 号 平成 27 年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 9 号 平成 27 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第 10 号 平成 27 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第 11 号 平成 27 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決

議案第 12 号 平成 27 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 13 号 平成 27 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 14 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案可決。

議案第 15 号 平成 26 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 16 号 平成 26 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 17 号 平成 26 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 18 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 19 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について、

原案可決。

議案第 20 号 平成 26 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 21 号 平成 26 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 22 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 23 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 26 号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第 27 号 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 28 号 教育長の職務専念義務の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 29 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更について、原案可決。

議案第 30 号 ごみ処理に係る事務の委託について、原案可決。

議案第 31 号 消防に係る事務の委託について、原案可決。

議案第 32 号 上小阿仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。

議案第 33 号 上小阿仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。

議案第 34 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。

議案第 35 号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 36 号 上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 37 号 上小阿仁村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 38 号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 39 号 上小阿仁村農山加工施設の指定管理者の指定について、原案可決。

決。

議案第 40 号 上小阿仁村営住宅水無団地集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 41 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長（小林信） 委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 2 号 採決

○議長（小林信） 議案第 2 号 平成 27 年度上小阿仁村一般会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 3 号 採決

○議長（小林信） 議案第 3 号 平成 27 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 4 号 採決

○議長（小林信） 議案第 4 号 平成 27 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 5 号 採決

○議長（小林信） 議案第 5 号 平成 27 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計

予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第6号 採決

○議長(小林信) 議案第6号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第7号 採決

○議長(小林信) 議案第7号 平成27年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第8号 採決

○議長(小林信) 議案第8号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第9号 採決

○議長(小林信) 議案第9号 平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、

原案どおり可決されました。

議案第 10 号 採決

○議長（小林信） 議案第 10 号 平成 27 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 11 号 採決

○議長（小林信） 議案第 11 号 平成 27 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 12 号 採決

○議長（小林信） 議案第 12 号 平成 27 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 13 号 採決

○議長（小林信） 議案第 13 号 平成 27 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 14 号 採決

○議長（小林信） 議案第 14 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計補正予算に

ついでにこの案を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 15 号 採決

○議長(小林信) 議案第 15 号 平成 26 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての案を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 16 号 採決

○議長(小林信) 議案第 16 号 平成 26 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての案を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 17 号 採決

○議長(小林信) 議案第 17 号 平成 26 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についての案を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 18 号 採決

○議長(小林信) 議案第 18 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての案を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、

原案どおり可決されました。

議案第 19 号 採決

○議長（小林信） 議案第 19 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 20 号 採決

○議長（小林信） 議案第 20 号 平成 26 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 21 号 採決

○議長（小林信） 議案第 21 号 平成 26 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 22 号 採決

○議長（小林信） 議案第 22 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 23 号 採決

○議長（小林信） 議案第 23 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計

への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 25 号 採決

○議長(小林信) 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 26 号 採決

○議長(小林信) 議案第 26 号 教育長の給与、勤務時間、その地の勤務条件に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 27 号 採決

○議長(小林信) 議案第 27 号 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 28 号 採決

○議長(小林信) 議案第 28 号 教育長の職務専念義務の特例に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、

原案どおり可決されました。

議案第 29 号 採決

○議長(小林信) 議案第 29 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 30 号 採決

○議長(小林信) 議案第 30 号 ごみ処理に係る事務の委託についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 31 号 採決

○議長(小林信) 議案第 31 号 消防に係る事務の委託についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 32 号 採決

○議長(小林信) 議案第 32 号 上小阿仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 33 号 採決

○議長（小林信） 議案第 33 号 上小阿仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 34 号 採決

○議長（小林信） 議案第 34 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 35 号 採決

○議長（小林信） 議案第 35 号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 36 号 採決

○議長（小林信） 議案第 36 号 上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 37 号 採決

○議長（小林信） 議案第 37 号 上小阿仁村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 38 号 採決

○議長(小林信) 議案第 38 号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議があるようですので、これより討論を行います。まず、反対者の発言を許します。2番 長井直人君。

○2番(長井直人) 議案第 38 号においては、提案された指定者であり、観光物産株式会社にて現在まで5年間指定管理されていました。この5年間をみる限りせつかくの特産物直売場所が有効に利用されているとは言い難い現状にあります。今回、提案の指定管理者の指定にあたっては、今後5年間の利用計画書や直売所の有効利用を目的とした提案書等の提出が必要と考えます。

道の駅、観光物産館の利用促進のためにも、この提案の前に事前に協議し、審査すべきものと考えます。よって、議案第 38 号については、事前の協議不足として、原案の可決に反対いたします。

○議長(小林信) 次に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) なければ、これで討論を終ります。

○議長(小林信) それでは、議案第 38 号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(小林信) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 39 号 採決

○議長(小林信) 議案第 39 号 上小阿仁村農山加工施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、

原案どおり可決されました。

議案第 40 号 採決

○議長（小林信） 議案第 40 号 上小阿仁村営住宅水無団地集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 41 号 採決

○議長（小林信） 議案第 41 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

日程第 2 陳情審査報告

○議長（小林信） 日程第 2 先に付託しておりました陳情について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長 4 番 佐藤真二君。

（4 番 佐藤真二 登壇）

○総務産業常任委員長（佐藤真二）

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

受理番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第 2 号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第 3 号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情、採択すべきもの。

陳情第 4 号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中の中止を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情第5号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情第6号 TPP交渉に関する陳情、採択すべきもの。

陳情第7号 米価対策の意見書を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第8号 農協改革をはじめとした「農政改革」に関する陳情、採択すべきもの。

以上、報告します。

○議長（小林信） 委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

陳情第1号 採決

○議長（小林信） 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第2号 採決

○議長（小林信） 陳情第2号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第3号 採決

○議長（小林信） 陳情第3号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第4号 採決

○議長（小林信） 陳情第4号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を
求める陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告ど
おり不採択と決定いたしました。

陳情第5号 採決

○議長（小林信） 陳情第5号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤
回を求める陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告ど
おり不採択と決定いたしました。

陳情第6号 採決

○議長（小林信） 陳情第6号 T P P交渉に関する陳情の件を採決いたしま
す。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告ど
おり採択と決定いたしました。

陳情第7号 採決

○議長（小林信） 陳情第7号 米価対策の意見書を求める陳情についての件
を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告ど
おり採択と決定いたしました。

陳情第8号 採決

○議長（小林信） 陳情第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関
する陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号から日程第8 意見書案第6号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第3 意見書案第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の件から日程第8 意見書案第6号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の件までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号 採決

○議長（小林信） 日程第3 意見書案第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 意見書案第2号 採決

○議長（小林信） 日程第4 意見書案第2号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 意見書案第3号 採決

○議長（小林信） 日程第5 意見書案第3号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を求める意見書の件を採決いた

します。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 意見書案第4号 採決

○議長（小林信） 日程第6 意見書案第4号 TPP交渉に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第7 意見書案第5号 採決

○議長（小林信） 日程第7 意見書案第5号 米価対策を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第8 意見書案第6号 採決

○議長（小林信） 日程第8 意見書案第6号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第42号 上程。採決

○議長（小林信） 日程第9 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（中田吉穂村長 登壇）

村長（中田吉穂） 議案第42号 本村固定資産評価審査委員会の委員に次の方

を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 上小阿仁村仏社字伊勢堂下 43 番地 1

氏 名 大 沢 正 一 昭和 17 年 3 月 13 日生

提案理由 固定資産評価審査委員会委員大沢正一氏が平成 27 年 3 月 15 日で任期満了となるため、この議案を提出するものであります。

議員皆様のご賛同よろしくお願いをいたします。

議案第 42 号 採決

○議長（小林信） 議案第 42 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林信） 立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により立会人に、4 番 佐藤真二君、5 番 萩野芳紀君を指名いたします。

○議長（小林信） 投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（小林信） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定により否とみなします。

なお、この採決の投票者は 6 名であります。

（投票）

○議長（小林信） これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○議長（小林信） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（小林信） 投票総数6票、これは先ほどの議員数と符合しております。
そのうち、賛成 6票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

日程第10 議案第43号 上程・採決

○（小林信） 日程第10 議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林隆） 追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては2ページであります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、村長、副村長の給与及び旅費に関して必要な事項を定めるものでありますが、第1条に教育長を加えるものであります。

第3条第1項には、教育長の給料50万円を加えるものであります。

附則として、施行期日は平成27年4月1日からとしております。

経過措置として、この条例の規定は、この条例施行の際現に退職する教育長については、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は適用しない、ということでありまして、現教育長の在任中は、現行条例での施行であり、教育長が新しくなった場合から本改正案が適用されることとなります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第 43 号 採決

○議長(小林信) 議案第 43 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 11 議案第 44 号 上程・採決

○(小林信) 日程第 11 議案第 44 号 上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林隆) 追加提出議案の 3 ページであります。

議案第 44 号 上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、行政手続法の一部改正に伴い、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては 4 ページであります。

上小阿仁村行政手続条例の一部を次のように改正する。

これは処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定め、手続きに関して共通する事項を定めることによって、行政運営における法制の確保と透明性の向上を図り、もって、国民の権利、利益の保護に資することを目的としております国の行政手続法の一部改正に伴いまして、村の条例を整備するものでございます。

第 3 条第 1 項を次のように改める。第 3 条関係につきましては、国の現行規定は、行政手続法の適用除外に関する規定を引用しておりますが、村の事務と関係のない処分等が多数含まれておりますことから、村に關係のあるもののみ抽出し別記したものでございます。

次に 5 ページの中段であります。

第 34 条の 2、行政指導の中止等の求めであります。これは新しく追加するもので、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと料るときは、その行政指導

等の中止等を求めることができるとしたものであります。

次に5ページの下段になりますが、第34条の3 処分等の求めであります。

これも新しく追加するもので、何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がなされないと思料するときは、その処分又は行政指導の権限がある村の機関に、その処分又は行政指導を求めることができるとしたものであります。

次の6ページ、附則として施行期日は、平成27年4月1日から施行するものであります。

2といたしまして、上小阿仁村村税条例の一部改正。上小阿仁村村税条例の一部を次のように改正する、ということで適用の章及び条項が変わることとなります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第44号 採決

○議長（小林信） 議案第44号 上小阿仁村行政手続条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 発議第1号 上程・採決

○（小林信） 日程第12 発議第1号 上小阿仁村議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件は、長井直人君ほか4人から提出された発議であります。

提案理由の説明を求めます。2番 長井直人君。

○2番（長井直人） 第1回 上小阿仁村議会定例会提出議案（発議）をお開き願います。

発議第1号 上小阿仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について
上小阿仁村議会委員会条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 13 日提出

提出者 議員 長井直人。賛成議員 北林義高、齊藤鉄子、佐藤真二、伊藤敏夫。

提案理由

教育委員長と教育長を 1 本化した新たな責任者（教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第 121 条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、上小阿仁村議会委員会条例第 19 条を改正するものである。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

発議第 1 号 採決

○議長（小林信） 発議第 1 号 上小阿仁村議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉 会

○議長（小林信） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成 27 年第 1 回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

16 時 00 分 閉会

上記会議経過は、議会書記小林雄幸の記載したものであるが、その内容に相違なき事を証明するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____